

## 令和7年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月28日（金曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

#### 【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	田中 雄策	増田 賢造
前原 幸太郎	田上 みゆき		

#### 【農地利用最適化推進委員】

永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美	下原 小枝子
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	中津 ゆみ子
土器 三紀夫	中津 富夫	米倉 千春	鶴田 幸一
園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美	上村 ゆかり

### 欠席委員

#### 【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人 山口 長徳

### 事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主査	田中 美千代
農地調整係主任主事	馬越協 浩		

議 題

- 報告第 19号 農地等の合意解約について
- 議案第 59号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 60号 農用地利用集積計画について
- 議案第 61号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 62号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 63号 非農地証明願いについて
- 議案第 64号 非農地判断について

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和7年2月定例農業委員会総会を開催します。 ご起立をお願いします。</p> <p>一同礼 (一同礼)</p> <p>どうぞご着席ください。</p> <p>まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長 議長 (会長)</p>	<p>(挨拶と会務報告)</p> <p>次に、委員の出席状況を報告します。</p> <p>本日の出席については、宮田委員、山口委員から今日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。</p> <p>よって、ただいまの出席者は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員16名で、計26名で定足数に達しています。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員に、竹下会長代理と増田委員を指名します。</p> <p>それでは、ただいまから今月の議事に入ります。</p> <p>報告第19号並びに議案第59号から議案第64号までを議題とします。</p> <p>事務局長に、議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>(議案朗読)</p> <p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>これより報告及び議案の審議に入ります。</p> <p>まず、報告第19号、「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第19号、「農地等の合意解約について」説明します。</p> <p>議案書1ページです。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>今月の合意解約件数は31件です。  2ページに入ります。  令和7年2月分の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。  今月の申請案件と関連がないものについてのみ説明します。  まず、整理番号1番ですが、借り人が高齢化のため解約するものです。  次、整理番号2番ですが、貸し人が自作するため解約するものです。  次、とびますが、整理番号9番及び10番ですが、こちらも貸し人が自作するため解約するものです。  次のページになります。  整理番号18番ですが、耕作条件が悪いため解約するものです。  次のページになります。  整理番号25番ですが、貸し人が農地を売却するため解約するものです。  整理番号26番及び27番ですが、耕作条件が悪いため解約するものです。  整理番号28番ですが、耕作者を変更するため解約するものです。  整理番号29番及び30番ですが、耕作条件が悪いため解約するものです。  説明が終わりました。  ここで、整理番号17番の申出人の1人が〇〇〇〇です。  よって、整理番号17番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇〇〇の退席を求めて審議します。  〇〇〇〇の退席をお願いします。  （〇〇〇〇 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号17番について各委員の質疑を求めます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 〇〇〇〇の退席を解きます。 （〇〇〇〇 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号17番を除く報告第19号について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、以上で報告を終わります。 次に、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第59号、農地法3条の規定による許可申請について説明します。 5ページです。 今月の許可申請件数は、所有権移転のみ17件となります。 申請人の住所、氏名は省略し、申請内容については概略を説明します。 次の6ページに入ります。 整理番号1番。 田3筆、1,681平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号2番。 次の7ページまでになります。 田1筆、998平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、鶴田委員の掘り起こしです。 整理番号3番。</p>

	<p>田3筆、2, 273平米の売買です。 価格は10アール当たり〇〇〇円です。 備考欄のとおり、こちらも鶴田委員の掘り起こしです。 次の8ページになります。 整理番号4番。</p> <p>田1筆、937平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、山口委員の掘り起こしです。 整理番号5番。</p> <p>畑1筆、614平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号6番。</p> <p>畑1筆、177平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号7番。</p> <p>田2筆、1, 843平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号8番。 次の10ページまでになります。</p> <p>田2筆、706平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号9番。</p> <p>田2筆、5, 107平米の贈与です。 整理番号10番。</p> <p>田1筆、698平米の売買です。 価格は総額、〇〇〇円です。 次のページになります。 整理番号11番。</p>
--	---

<p>17ページまでになります。</p> <p>畑28筆、70,644平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、農地所有適格法人からの申請となります。</p> <p>次のページです。</p> <p>整理番号12番。</p> <p>21ページまでになります。</p> <p>畑15筆、32,917平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、こちらも農地所有適格法人からの申請です。</p> <p>整理番号13番。</p> <p>次の22ページまでになります。</p> <p>畑5筆、25,572平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、同じく農地所有適格法人からの申請です。</p> <p>次のページです。</p> <p>整理番号14番。</p> <p>25ページまでになります。</p> <p>畑9筆、10,063平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、こちらも農地所有適格法人からの申請です。</p> <p>整理番号15番。</p> <p>次の26ページまでになります。</p> <p>田4筆、2,632平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号16番。</p> <p>田1筆、622平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号17番。</p> <p>畑1筆、3,037平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>以上所有権移転17件です。</p>
--

議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第59号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。</p> <p>農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をお願いします。</p> <p>まず、所有権移転、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を、米倉委員をお願いします。</p>
米倉委員	<p>整理番号1番、田3筆について報告します。</p> <p>申請地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇公民館より東200メートルほど離れた場所に位置し、周囲は宅地と水田が混在した場所です。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>農地の地形は悪いです。</p> <p>日照、接道は良く、用排水について2筆は良好でしたが、1筆は良くありませんでした。</p> <p>申請農地の作付状況は、3筆とも水稻の収穫の後の切り株がありました。</p> <p>受け人の営農状況は兼業農家です。</p> <p>露地と施設での野菜づくりとなっています。</p> <p>後継者もいます。</p> <p>地域との調和も良く、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地及び申請人「受け人」の報告を、鶴田委員をお願いします。</p>
鶴田委員	<p>整理番号2番について報告をします。</p> <p>申請地及び周辺の状況は、〇〇自治会内にあり、場所は川内川に沿った〇〇〇〇にはほ場があります。</p> <p>周囲は、人家が4軒ほど点在していますが、ほ場には影響ありま</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>せん。</p> <p>ほ場は長方形で形状も良く、日照、接道、用排水の状況も良好でした。</p> <p>続きまして、受け人は兼業農家です。</p> <p>営農状況は、水稻栽培が主です。</p> <p>また、後継者は今のところ学生なので、何とも言えないとのことでありました。</p> <p>取得後の利用状況は、今までと同様、水稻栽培をする計画です。</p> <p>地域との調和については、近隣の所有者に対しても協力をしていくとのことでした。</p> <p>次の所有権移転、整理番号3番の農地及び申請人「受け人」の報告も鶴田委員にお願いします。</p>
<p>鶴田委員</p>	<p>整理番号3番について報告します。</p> <p>申請地及び周辺の状況は、〇〇自治会内にあり、場所は川内川沿いの〇〇〇〇のほ場で、〇〇自治会と〇〇自治会の境界から50メートルぐらい〇〇地区側の右側にはほ場があります。</p> <p>周囲は、人家が4軒ほど点在していますが、ほ場には全く影響ありません。</p> <p>ほ場は長方形で形状も良く、日照、接道、用排水の状況も良好です。</p> <p>続きまして、受け人は兼業農家です。</p> <p>営農状況は水稻栽培が主です。</p> <p>また、後継者については学生なので何とも言えないとのことでした。</p> <p>取得後の利用状況は、今までと同様、水稻栽培をする計画です。</p> <p>地域との調和については、近隣のほ場の所有者に対しても協力をしていくとのことでした。</p> <p>営農に一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、</p>

議長（会長）	適切と判断をしました。
事務局	次に、所有権移転、整備番号4番の農地及び申請「受け人」の報告を、山口委員に代わって事務局にお願いします。 整理番号4番の農地について、山口委員の調査報告を代読します。 申請農地の場所は〇〇自治会で、基盤整備されています。 農地の形状は良好です。 申請農地周辺は水田であり、日照、接道、用排水は良好です。 続きまして、受け人について調査報告を代読します。 受け人は、〇〇自治会に居住しており、稲作の専業農家です。 農地の取得後は、稲作の水田として利用されます。 所有農地の管理も行き届いており、特に問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、整理番号5番の農地の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
杉元委員	まずは、農地の報告を杉元委員にお願いします。 それでは、整理番号5番の農地について説明します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあり、基盤整備はしてありません。 周辺は、西は竹やぶ、北は山林、南には倉庫が建っています。 日照、排水は良い方ですが、接道がありませんが、接道は現在周辺の田んぼ、畑を本人が購入していますので、そこを通っていくということでした。 現在は竹林になっていますが、整備中です。 特に問題はありません。
議長（会長）	次に、整理番号5番の申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
園田委員	1月の総会にも審議された案件ですが、その残地を買われたと言った方がいいんだろうと思います。

議長（会長）	<p>（申請地）手前に堆肥舎が完成していて、親父さんがちょうど（そこで）作業をされていました。</p> <p>そこから中に入る接道が無いというのは、そういう意味のことだと思います。</p> <p>受け人は、50町歩を目標に今奮闘中ですが、地元の関係も協力的にやっています。</p> <p>特別この売買について、問題はないだろうと思います。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号6番の農地の報告を坂元委員に、申請人「受け人」の報告を山口委員に代わって事務局にお願いします。</p>
坂元委員	<p>まずは、農地の報告を坂元委員にお願いします。</p> <p>整理番号6番の農地1筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>この農地は、空き家となっていた家屋を解体して更地となったその土地に隣接した菜園的な小さい面積の農地です。</p> <p>農地の形状は、西側が欠けた台形ですが、日照、接道、用排水ともに良好です。</p> <p>周辺一帯は、農地と宅地が混在しています。</p> <p>以前はお茶が植えられていたようですが、今現在は何も作付けされていません。</p>
議長（会長）	<p>次に整理番号6番の申請人「受け人」の報告を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号6番の農地について、山口委員の調査報告を代読します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会に居住しており、現在団体職員です。</p> <p>子供はいますが、まだ幼少のため将来の後継者としては未定です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>農地の取得後ですが、露地野菜を栽培する予定とのことですが、地域との調和については、これから畑作することとしています。周辺農地に迷惑をかけることなく管理する予定とのことです。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号7番の農地の報告を山野委員に、申請「受け人」の報告を、中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を山野委員にお願いします。</p>
<p>山野委員</p>	<p>整理番号7番の農地計2筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇自治会内にあり、〇〇〇〇の南側にあります。日照も良好で、接道、用排水も問題ないと感じました。</p> <p>3筆のうち1、603平米の農地はWC Sを刈り取り後そのままの状態であり、もう1筆の240平米の農地は何も作付されておらず、枯草が伸びている状態でした。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>中津ゆみ子委員</p>	<p>次に、整理番号7番の申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会内にいます。</p> <p>営農状況は兼業です。</p> <p>渡し人との関係は知人だそうです。</p> <p>後継者はいて、取得後の利用状況は畑です。</p> <p>所有農地の畔の管理も良好で、地域との調和も調和についても問題ないと判断しました。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>田中委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号8番の農地及び申請人「受け人」の報告を田中委員にお願いします。</p> <p>整理番号8番について調査報告します。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区で、〇〇〇〇は目の前にあります。</p> <p>日照、接道、用排水は良好で、形状は細長いところです。</p> <p>以前より、受け人が借地として借り受けていたところで、今回買</p>

議長（会長）	い受けるものです。
上村委員	<p>次に、所有権移転、整理番号9番の農地及び申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。</p> <p>整理番号9番について報告します。</p> <p>農地は、〇〇自治会にありまして、山麓線から〇〇〇〇と反対側に500メートルぐらい入ったところです。</p> <p>基盤整備はされていませんが、形状は良いです。</p> <p>周りは田んぼで、東側に山林がありますが、日が当たるように切っていました。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>田んぼは起こしてありました。</p> <p>続いて、受け人の報告をします。</p> <p>受け人は、稲作主体の専業農家です。</p> <p>渡し人との関係は親戚であり、後継者はいます。</p> <p>今後は田んぼを作っていきたいとのことでした。</p> <p>管理は良好で、周辺との調和も良好と判断しました。</p>
議長（会長）	続きまして、次の所有権移転、整理番号10番の農地及び申請人「受け人」の報告も上村委員にお願いします。
上村委員	<p>整理番号10番について報告します。</p> <p>受け人は、先ほどと同じ方です。</p> <p>農地については、受け人の自宅の近くにあって作付はされておらず、用排水が良くなかったです。</p> <p>重機が入っていて、今後は畑をしようかということで準備がされているところでした。</p> <p>地域との調和も大丈夫です。</p> <p>その他問題はないと判断しました。</p>
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号11番から14番については関連です。

事務局	<p>また、農地及び申請人の所在地が〇〇〇〇の離れた場所にあることから、農地及び申請人「受け人」の調査を事務局にお願いしました。</p> <p>農地及び申請人「受け人」の報告を、事務局にお願いします。その前に、地図を見ていただきたいと思います。</p> <p>(拡大地図を掲示)</p> <p>少し見にくいかもしれませんが、今回の11番から14番まで全4件の農地がすべてです。</p> <p>まとめてご報告します。</p> <p>(提示地区の) 上の方が〇〇〇〇です。下が〇〇〇〇になります。</p> <p>ここが宿舎になりまして、今から贈与される方は、女性の方を除いて、ここで暮らして生活もされてます。</p> <p>こっちから林道が来て、ここまで行って、ここが正門になります。</p> <p>実際は、これは平面図ですけども、もうこれぐらいの急斜面で、急斜面の山を開墾されて牛を放牧されています。</p> <p>それでは、本題に入ります。</p> <p>整理番号11番から14番まで、農地はまとめてご報告します。今申し上げたように、該当農地の行政区は〇〇〇となります。</p> <p>〇〇〇の真北になりますね。</p> <p>〇〇〇ですが、車両により安全な経路で、その農地へ行くためには〇〇〇〇を通過して往復約90キロでした。</p> <p>そのため、安全の確保を考慮し、事務局で調査することとしたので説明します。</p> <p>また、整理番号11番から14番まで農地は一体化しているため、まとめて報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇と〇〇〇〇の境界の山奥に位置していま</p>
-----	--

す。

左下の道路が境界となります。

周辺には人家、農場など、当該牧場と関連牛舎及び法人の今申し上げた家族宿舎以外は何もありません。

そして、各農地は議案のとおりですが、一体化した農地は登記簿上では合わせて57筆で、合計すると13万9,196平米となりますけれども、実際はそれ以上の面積ではないかと思いました。

国土調査が済んでないということで、実際もっと広いと思います。

農地の形状としては、先ほど申し上げたように、山の斜面を開墾している農地のため、起伏に富んだ広大な牧草地及び放牧地でありまして、周辺一帯はもうすべて山林です。

日照は非常に良好でありまして、当該牧場への道路は、国道から入りまして山林を歩いていくため、最後のところは四輪駆動車以外では到着は困難だと思われました。

帰りは、ぎりぎり水を押しつけて四輪駆動の軽箱バンでようやく上って帰ってきました。

しかしながら、牧場の境界は、すべてきれいにフェンスが設置されておりまして、また、牛を放牧していることから、牧草地としての状況は良好に管理されておりまして。

門まで行くことは十分可能です。

譲受人が市外者のため、事務局から報告します。そして、あわせて、11番から14番の譲受人についてもまとめて報告します。

まず、譲受人は、〇〇〇に事務所を置く農地所有適格法人で、今回の申請内容は、整理番号11番から14番まで法人役員が所有する農地すべてを当該法人へ贈与する許可申請です。

譲受人の法人としては、現在乳牛〇〇頭、肉用牛〇〇頭を飼養飼

	<p>育し、牛乳及び肉用牛を生産している法人です。</p> <p>11番から14番までの譲渡人は、すべて法人の役員であり、その以外の役員は譲渡人たちの後継者家族です。</p> <p>先ほど申し上げた宿舎に住んでおられます。</p> <p>農地取得後の畑では、これまでどおり牛の放牧及び採草の農地として引き続き利用する予定となっています。</p> <p>所有農地の管理や地域との調和については、周辺がすべて山林であり、また、周辺には一切農地がなく、対象農地の境界はすべてフェンスが設置され、良好に管理されていることから特に問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	次に、整理番号15番の農地及び申請人「受け人」の報告を、山口委員に代わって事務局にお願いします。
事務局	<p>整理番号15番の農地について、山口委員の調査報告を代読します。</p> <p>申請農地の場所は〇〇自治会で、基盤整備されています。</p> <p>農地の形状は良好です。</p> <p>申請農地周辺は水田で、日照、接道、用排水は良好でした。</p> <p>続きまして、受け人について調査報告を代読します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会に居住しており、〇〇〇と稲作の兼業農家です。</p> <p>農地取得後は、稲作の水田として利用します。</p> <p>地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、特に問題ないと判断します。</p> <p>以上代読により報告します。</p>
議長（会長）	次の所有権移転、整理番号16番の農地及び申請人「受け人」の報告も、山口委員に代わって事務局にお願いします。
事務局	整理番号16番の農地について、山口委員の調査報告を代読します。

議長（会長）	<p>申請農地の場所は、〇〇自治会で基盤整備されています。</p> <p>申請農地は、形状も良好です。</p> <p>周辺農地周辺は、水田で日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>以上代読により報告します。</p> <p>受け人は、先ほどの説明と同じです。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号17番の農地の報告を田中委員に、申請人「受け人」の報告を事務局にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を田中委員にお願いします。</p>
田中委員	<p>整理番号17番について報告します。</p> <p>18日、受け人宅へ訪問し確認しました。</p> <p>申請地は、〇〇〇の〇〇地区にあり、市道に沿って畑があり、現在は3メートルぐらい表土が取ってありました。</p> <p>今回、受け人が〇〇を養っている〇〇農家であるため、〇〇を今後そこに置くという話です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号17番の申請人「受け人」の報告を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人が市外者のため、調査報告を事務局から説明します。</p> <p>譲受人は、会社員兼父親の〇〇〇を手伝っている農家です。</p> <p>今回の申請は、譲受人が所有する農地の隣を〇〇〇〇として取得する許可申請です。</p> <p>後継者については、譲受人が〇〇歳と若年のため、現時点では未定です。</p> <p>農地取得後の畑には〇〇を〇〇するとともに、〇〇〇〇のため〇〇を植栽する予定です。</p> <p>所有農地の管理や地域との調和については、隣の所有農地は農地周辺すべてに電気柵が設置され、きれいに下刈りもされており、良好な管理となっていましたので、特に問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>各委員からの調査報告が終わりました。</p>

	<p>ここで、整理番号1番の申請人「受け人」は〇〇委員です。  よって、整理番号1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。  〇〇委員の退席をお願いします。  (〇〇委員 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号1番について各委員の質疑を求めます。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。  お諮りします。  整理番号1番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成と認めます。  よってお諮りのとおり決定します。  〇〇委員の退席を解きます。  (〇〇委員 着席)</p>
議長 (会長)	<p>次に、整理番号8番の申請人「受け人」は〇〇〇〇です。  よって、整理番号8番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇〇〇の退席を求めて審議します。  〇〇〇〇の退席をお願いします。  (〇〇〇〇 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号8番について各委員の質疑を求めます。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。  お諮りします。  整理番号8番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よってお諮りのとおり決定します。 〇〇〇〇の退席を解きます。 （〇〇〇〇 着席）</p>
<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 今回の申請内について、判断根拠を説明します。 今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。 農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告があったとおり、地域との調和要件など問題はないということです。 したがって、計17件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>判断根拠の説明が終わりました。 これより整理番号1番及び整理番号8番を除く議案第59号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号1番及び整理番号8番を除く議案第59号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p>

事務局	<p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>次に、議案第60号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第60号、農用地利用集積計画について説明します。</p> <p>27ページです。</p> <p>今月の計画件数は、所有権移転13件となっています。</p> <p>申出人の住所、氏名、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>また、法人の場合は年齢が空欄となります。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>28ページです。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田4筆、3,656平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>29ページです。</p> <p>田2筆、4,429平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>29ページから30ページです。</p> <p>畑5筆、22,203平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>30ページから31ページです。</p> <p>田3筆、3,765平米の贈与です。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>31ページから32ページです。</p>
-----	--

	<p>田2筆、4, 103平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号6番。</p> <p>田3筆、6, 354平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号7番。 33ページです。</p> <p>田1筆、2, 008平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号8番。</p> <p>田2筆、2, 826平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号9番。 34ページから35ページです。</p> <p>田5筆、5, 342平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号10番。</p> <p>田1筆、821平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号11番。 35ページから36ページです。</p> <p>田2筆、1, 592平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号12番。</p> <p>田2筆、1, 020平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号13番。</p>
--	---

<p>議長（会長）</p>	<p>37ページから38ページです。  田5筆、12,748平米の売買です。  価格は総額〇〇〇円です。  坂元委員の掘り起こしです。  以上計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。  ただいま事務局の説明が終わりました。  これより議案第60号の審議に入ります。  各委員の質疑を求めます。  質疑はありませんか。  （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。  お諮りします。  議案第60号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。  （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。  よってお諮りのとおり決定します。  なお、議案第60号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。  次に、議案第61号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。  事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第61号、農用地利用集積等促進計画について説明します。</p>

	<p>別冊の資料です。</p> <p>今月の計画件数は43件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>それでは資料の40ページです。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>畑21筆、15, 345. 66平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>田1筆、1, 333平米の賃貸借です。</p> <p>41ページです。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>田2筆、4, 329平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>田1筆、2, 990平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>田7筆、4, 815平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>田2筆、1, 952平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号7番。</p> <p>畑2筆、2, 713平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号8番。</p> <p>田3筆、2, 288平米の賃貸借です。</p> <p>42ページです。</p> <p>整理番号9番。</p> <p>田3筆、1, 818平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号10番。</p> <p>田1筆、2, 957平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号11番。</p>
--	--

	<p>田2筆、7, 065平米の賃貸借です。 整理番号12番。</p> <p>田7筆、12, 648平米の賃貸借です。 整理番号13番。</p> <p>田7筆、3, 768平米の賃貸借です。 43ページです。 整理番号14番。</p> <p>田4筆、3, 809平米の賃貸借です。 整理番号15番。</p> <p>田1筆、423平米の賃貸借です。 整理番号16番。</p> <p>田2筆、1, 067平米の賃貸借です。 整理番号17番。</p> <p>田1筆、981平米の賃貸借です。 鶴田委員の掘り起こしになります。 整理番号18番。</p> <p>田3筆、3, 826平米の賃貸借です。 整理番号19番。</p> <p>畑1筆、2, 500平米の賃貸借です。 整理番号20番。</p> <p>田4筆、8, 591平米の賃貸借です。 44ページです。 整理番号21番。</p> <p>田3筆、2, 343平米の賃貸借です。 整理番号22番。</p> <p>田1筆、1, 020平米の賃貸借です。 整理番号23番。</p> <p>田10筆、7, 800平米の賃貸借です。</p>
--	---

<p>整理番号24番。 田4筆、6,043平米の賃貸借です。 整理番号25番。 44ページから45ページになります。 田6筆、3,716平米の賃貸借です。 整理番号26番。 田2筆、3,573平米の賃貸借です。 整理番号27番。 田1筆、1,503平米の賃貸借です。 整理番号28番。 田3筆、3,621平米の賃貸借です。 整理番号29番。 田1筆、2,436平米の賃貸借です。 整理番号30番。 田6筆、8,837平米の賃貸借です。 整理番号31番。 田1筆、40平米の賃貸借です。 増田委員の掘り起こしになります。 46ページです。 整理番号32番。 田5筆、3,196平米の賃貸借です。 増田委員の掘り起こしになります。 整理番号33番。 田3筆、2,701平米の賃貸借です。 整理番号34番。 田1筆、1,427平米の使用貸借です。 整理番号35番。 田1筆、1,173平米の賃貸借です。</p>
--

<p>議長（会長）</p>	<p>竹下会長代理の掘り起こしになります。  整理番号36番。  田3筆、2, 185平米の賃貸借です。  整理番号37番。  田3筆、1, 436平米の賃貸借です。  整理番号38番。  田1筆、1, 556平米の賃貸借です。  47ページです。  整理番号39番。  田4筆、2, 596平米の賃貸借です。  整理番号40番。  田17筆、17, 692平米の賃貸借です。  48ページです。  整理番号41番。  畑2筆、1, 912平米の賃貸借です。  増田委員の掘り起こしになります。  整理番号42番。  田11筆、15, 584平米の賃貸借です。  整理番号43番。  田1筆、1, 049平米の賃貸借です。  山口委員の掘り起こしになります。  以上本計画において賃借権の設定等を受けている者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。  事務局の説明が終わりました。  これより議案第61号の審議に入ります。  まず、整理番号1番の受け手も出し手も〇〇委員と同居する親族</p>
---------------	--

	<p>です。</p> <p>よって、整理番号1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号1番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号1番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議長 (会長)	<p>続きまして、整理番号6番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号6番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号6番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>整理番号6番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よってお諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整備番号8番の受け手は〇〇委員です。</p> <p>よって、整理番号8番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号8番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>整理番号8番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号29番の受け手は〇〇委員です。</p> <p>よって、整理番号29番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p>

議長（会長）	<p>（〇〇委員 退席）</p> <p>それでは、整理番号29番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。</p> <p>整理番号29番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号1番、6番、8番及び29番を除く議案第61号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。</p> <p>整理番号1番、6番、8番及び29番を除く議案第61号は原案の通り承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第61号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>ここで10分間の休憩をとります。</p>



<p>整理番号1番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、田1筆、549平米です。 申請理由は原野です。</p> <p>整理番号2番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、田2筆、1,838平米です。 申請理由は山林です。</p> <p>整理番号3番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、畑1筆、3,367平米です。 申請理由は山林です。</p> <p>整理番号4番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、畑1筆、1,920平米です。 申請理由は山林です。</p> <p>続きまして、整理番号5番は修正がありますのでお願いします。 願出人の年齢のところを〇〇歳とあるのを〇〇歳に、そして、備考欄の申請理由の山林を原野に修正してください。</p> <p>改めまして、申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、畑1筆、336平米です。 申請地は原野です。</p> <p>整理番号6番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、畑1筆、74平米です。 申請理由は宅地です。</p> <p>整理番号7番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、田1筆、145平米です。 申請理由は公衆用道路です。</p> <p>整理番号8番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、田1筆、555平米です。 申請理由は原野です。</p> <p>整理番号9番。</p>
---

<p>議長（会長）</p>	<p>申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇〇、田1筆、44平米です。  申請理由は原野です。  事務局の説明が終わりました。</p>
<p>田中第2小委員会 委員長</p>	<p>議案第62号及び議案第63号については、去る2月27日に第2小委員会で審議がされています。  ここで、第2小委員長から報告をお願いします。  第2小委員会の報告を行います。  会長から招集を受けまして、2月27日に、委員10名、事務局2名の計12名の出席のもと、第2小委員会を開催しました。  今回の議案は、農地法第5条申請1件、非農地証明願い9件、計10件です。  今回は、非農地証明願い、整理番号3番、7番、8番は、申請地への道路が狭く車の離合が困難な場所だったため、4番は市有林、国有林に隣接した高野にある農地だったため、写真と事務局による説明のみで判断しました。  それでは、議案第62号、農地法第5条申請、整理番号1番について説明します。  譲受人は、申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置するため、申請されたものです。  場所は、南岡松の〇〇〇〇〇から北東方向約800メートルのところ、国道〇〇〇号から〇〇〇方面へ約500メートルの市道の南側に位置します。  申請地の状況は、四角形の畑で、住宅と農地が混在した場所にあります。  周辺では、すでに、農地を転用され太陽光発電施設が設置されています。  申請地の北側、東側、西側は農地、南側が道路に接しています。  隣接には、四方に農地があり、第2種農地ですが、周辺農地への</p>

影響はないと判断しました。

続きまして、非農地証明願いについて説明します。

整理番号1番の願出地は、大字〇〇〇字〇〇〇地区にあり、〇〇〇のめ〇〇〇〇から西方向約200メートルに位置します。

〇〇〇を渡って南へ約50メートルのところにあります。

願出地の状況は、北側が農地、西側は山林、南側、東側は道路に接していますが、土地区画も細長く、笹竹や雑木、雑草が茂り、西側の山林と一体化していました。

農地へ復元することは困難で、かつ、今後耕作するには不向きな土地であると判断し、非農地としてもやむを得ないと判断しました。

整理番号2番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇にあり、〇〇〇〇から西方向約300メートルに位置します。

願出地の状況は、10年以上経った杉が植林されており、北側、南側が原野、東側、西側が山林に接していますが、東以外は、山林や原野化しており、土地形状も細長く、農地として復元することは困難であり、非農地としてもやむを得ないと判断しました。

整理番号5番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇から北西に1キロメートルのところで、国道〇〇〇号の北に位置します。

願出地の状況は、願出人の宅地に接した不正形で面積も小さい土地で、雑草が茂っており、北側、東側は山林、南側は宅地、西側は道路に接しています。

農地として維持することは困難と思われ、非農地としてもやむを得ないと判断しました。

整理番号6番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇の集落内の宅地に隣接した土地で、〇〇〇の〇〇〇〇から南へ30メートルほどのところに位置します。

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>願出地の状況は、願出人の宅地と一体化しており、縦長の形状をしています。</p> <p>周囲には住宅があります。願出地の北側、西側、南側は宅地、東側は道路に接しています。その土地は宅地と一体化しており、農地の機能も低いと認められ、非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>整理番号9番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇〇で、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の道路向かいに位置し、県道に接した三角形の土地です。願出地の西側、北側は道路、東側は宅地、南側は山林に接しています。</p> <p>現状から判断しても、農地として維持するには困難であり、非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>以上第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法5条申請1件、非農地証明願い9件、計10件について特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当、または非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準については申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準についても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことですので。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よりまして、今月の議案第62号、第63号の計10件について</p>
-----------------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>は、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p> <p>第2小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第62号及び議案第63号の審議に入ります。</p> <p>議案第62号及び議案第63号について、一括して各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第62号及び議案第63号に対する第2小委員会の判断は、許可相当または非農地として承認相当です。</p> <p>また、事務局の判断も許可相当または非農地として承認相当です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第62号及び議案第63号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>議案第62号及び議案第63号は、原案のとおり決定します。</p> <p>また、議案第62号については、許可相当として知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第64号、「非農地判断について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>55ページの議案第64号、非農地判断について説明します。</p> <p>今月の非農地判断件数は26件です。</p> <p>56ページです。</p> <p>土地所有者ごとに説明します。</p> <p>整理番号1番、大字〇〇〇字〇〇〇、畑、409平米です。</p>

	<p>現況は山林となります。</p> <p>整理番号2番、大字〇〇〇字〇〇〇、畑、545平米です。</p> <p>現況は山林となります。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>大字〇〇〇字〇〇〇、畑、401平米です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>大字〇〇〇字〇〇〇、畑、357平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>大字〇〇〇字〇〇〇、畑、839平米です。</p> <p>現況は山林となります。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、田、495平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>56ページから57ページにかかります。</p> <p>整理番号7番、8番、19番です。</p> <p>大字〇〇〇字〇〇、田3筆、計1,942平米です。</p> <p>現況は原野となります。</p> <p>続きまして、57ページから58ページにかかりますが、整理番号10番から23番。</p> <p>大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇、田2筆、畑12筆、計14筆、6,372平米です。</p> <p>現況原野となります。</p> <p>整理番号24番。</p> <p>大字〇〇字〇〇、田、518平米です。</p> <p>現況は山林となります。</p> <p>59ページとなります。</p>
--	---

	<p>整理番号25番、26番。          大字〇〇〇字〇〇〇、田2筆、1, 124平米です。          現況は原野となります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>事務局から説明が終わりました。          ここで、議案第64号の土地は、利用状況調査等により担当委員が現地確認を行っていただいていますので、非農地判断対象農地について担当委員から状況説明をしていただきます。</p>
<p>竹下会長代理</p>	<p>まず、整理番号1番を竹下会長代理にお願いします。          それでは、非農地判断の1番の調査の説明をします。          これは長い年月、ずっと調査をしてきたわけですが、なかなか改善は見られませんでした。          現状としましては荒廃しています。          周辺の状況は、3、40年から下手すると50年ぐらい経ってるような大木の杉に囲まれて、昼間でも暗い感じです。          敷地の真ん中に小屋が建っています。          今後の耕作の可能性は、下がブロックで囲われたその小屋を壊すことと、それからその大木に囲まれうっそうとした場所で、この杉等を伐採しないと農地としては不可能だと判断しました。          土地の状況は4畝ぐらいですが、細長い土地で真ん中に小屋が建っています。          周辺の状況は、市道の一段下がったところに、昔は畑だったんだろうと思いますが、そこに小屋が建っていて、その杉に取り囲まれており、日照、用水等は完全に駄目だろうと判断します。          今後の耕作の可能性としても、先ほど言いましたように、小屋の取り壊し、杉の伐採等をしないと不可能であろうと判断しました。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>非農地として判断するのが適当と判断した状況です。          次に、整理番号2番から整理番号5番までを田中委員にお願いし</p>

田中委員	<p>ます。</p> <p>整理番号2番、3番については同じ地域で、もう何年も追跡調査をしているところで、変わらず周りは雑木山で、いま笹竹が生えているような状態で、ぽつぽつと雑木も生えており、耕作するのは不可能ではないかと思えます。</p> <p>また、後継者がいない地域で、なかなか耕作ができないと思えます。</p> <p>状況としては山林化されている状況です。</p> <p>それと、4番と5番は、〇〇〇というところで、〇〇〇の奥にあります。園芸地帯というか、ハウスがあるところにあります。その周りにあり、今では畑の跡になっていて、ほとんど草山になって作れる状態ではなくて、また、水害で土砂も流れてきているところもあり、4番、5番は同じような状況です。</p> <p>とにかく作ることはできないということです。</p>
議長（会長）	次に、整理番号6番を新原委員にお願いします。
新原委員	<p>整理番号6番について説明します。</p> <p>土地の場所は、〇〇地区〇〇〇の県道〇〇号線から〇〇地区に市道が入ってますが、そこから100メートルの右の奥に位置します。</p> <p>土地の状況は、三角形と不整形で、面積も500平米足らずで、小さく湿田で、10年以上耕作の状態で、雑木林でカヤが茂っています。</p> <p>周辺の状況は、東側、西側、南側は山林で、北側の農地と2メートル以上の段差があります。</p> <p>今後の耕作の可能性は、土地の状況から見て容易に復元は不可能と思われ、耕作しにくい困難な土地であり、非農地としてもやむを得ないと判断します。</p>
議長（会長）	次に、整理番号7番、8番、9番を山下委員にお願いします。

山下委員	<p>整理番号7番、8番、9番について説明をします。</p> <p>農地の場所は、〇〇〇と〇〇〇のちょうど境に当たります。</p> <p>小字は〇〇というところでは、</p> <p>〇〇公民館の300メートルぐらい北西に位置する山ぎわにあります。</p> <p>土地の状況は未整備であり、山と農地の境はわかりません。</p> <p>それで雑木が植えてわからない状態で、3筆ありますが、この3筆はそれぞれ段があります。</p> <p>周囲の状況は、西側は田んぼで、北東側は山林です。</p> <p>南側に農道が通っていますが、それぞれ段差があつて西側は基盤整備をされた田んぼになっています。</p> <p>今後の耕作としては、現状から判断しても、復元は不可能と思われる。</p> <p>継続して耕作していくには困難な農地であり、非農地としてやむを得ないと判断しました。</p> <p>それに湿田であると思いますので、それを考慮して判断しました。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号10番から23番までを、上村委員にお願いします。</p>
上村委員	<p>整理番号10番から23番を説明します。</p> <p>場所は、〇〇〇〇へ上る途中の〇〇〇〇の入口付近です。</p> <p>以前は全面〇〇だったようですが、今はソーラーパネルが設置されており、その周りの斜面や三角形などの地形の悪いところだけ残ってしまっています。</p> <p>何年も手つかずだったと思われ、今は雑木やカヤが生い茂っており原野化しておりました。</p> <p>今後は耕作するには困難な農地であり、非農地としてやむを得ないと判断します。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>津口委員</p>	<p>次、整理番号24番を津口委員にお願いします。</p> <p>整理番号24番について説明します。</p> <p>土地の場所は、〇〇〇公民館から西へ2キロほど行ったところに、〇〇〇と〇〇〇の境にあります。</p> <p>土地の状況は、三角形で狭いところでした。</p> <p>もう何年も不耕作の状態で、杉や雑木、カヤなどが生えていました。山林化しています。</p> <p>周辺の状況は、東側、西側は杉で、北は20メートル高いところに畜舎がありました。</p> <p>南側は用水路、用水のバルブがあります。</p> <p>今後の耕作の可能性は、土地の状況から見て復元は不可能と思われます。</p> <p>継続して耕作していくには困難な土地であり、農地としてやむを得ないと判断しました。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>岩屋委員</p>	<p>次に、整理番号25番、26番を岩屋委員お願いします。</p> <p>非農地判断議案の整理番号25番と、26番は隣接していますので、まとめて説明します。</p> <p>土地の場所は、〇〇〇公民館から北に1キロくらい入ったところにあります。</p> <p>25番は、雑草、クマザサなどが茂っています。</p> <p>周りは山で、すぐそばに川があり、水が流れ込んで大きな穴も開いていました。</p> <p>26番は、土地は狭く、細長く段差があり、雑草が茂っています。</p> <p>西、南、北側は山です。</p> <p>東側には田んぼがありますが、26番に進入路はありません。</p> <p>土地の状況から判断しても、復元は不可能と思われます。</p> <p>非農地としてもやむを得ないと判断します。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>事務局</p>	<p>各委員からの説明が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠を説明します。</p> <p>非農地判断については、市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よりまして、今月の議案第64号の計26件については、非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案第64号の審議に入ります。</p> <p>議案第64号について質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第64号の各土地について、担当委員及び事務局から説明があったとおり、非農地としてやむを得ないとの判断です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第64号は非農地と判断することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、議案第64号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>また、非農地判断した旨を所有者及び関係機関に通知します。</p> <p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p style="text-align: right;">午前10時45分終了</p>